

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 障がい者の地域生活支援の充実
-----	------------------

施策主管課	障がい福祉課	総合計画記載頁	89ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	3 障がいのある人の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	--

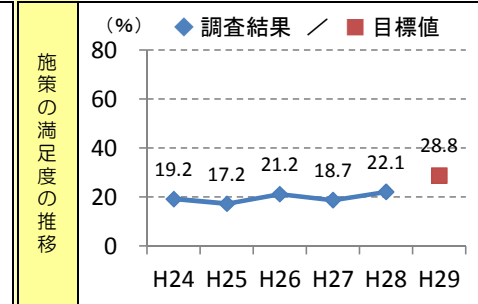
2 施策の取組状況

施策目標	障がい者が地域において、安心して生活を送っています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	施設入所者の地域生活への移行者数(人)	単年度目標値	88	98	108	118	128			138	B	調査結果	施策の満足度(%)	19.2%	17.2%	21.2%	18.7%	
	現状値	実績値	101	103	104	109	114	B	前年度からの増減	目標値(H29)	28.8%			-2.0pt	4.0pt	-2.5pt	3.4pt		
	目標値(H29)	単年度の達成度	114.8%	105.1%	96.3%	92.4%	89.1%												
指標2	グループホーム利用者数(人)	単年度目標値	348	363	379	363	378	393	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
	現状値	実績値	322	339	342	349	367	A		指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	目標値(H29)	単年度の達成度	92.5%	93.4%	90.2%	96.1%	97.1%				施設入所者の地域生活への移行者数/施設入所者数	中核市平均	2.77 (H21実績)	2.81 (H22実績)	1.59 (H23実績)	2.18 (H25実績)	1.68 (H26実績)		
	現状値	実績値							A	※H25実績から調査方法変更		中核市での本市の順位	4位/41市中	17位/41市中	31位/42市中	27位/43市中	30位/45市中		
	目標値(H29)	単年度の達成度									【H24~H26】 グループホーム・ケアホーム設置数/身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉手帳交付者数1千人	中核市平均	2.19 (H22実績)	2.24 (H23実績)	1.96 (H24実績)	11.30 (H25実績)	12.88 (H26実績)		
	現状値	実績値							A	【H27~】 グループホーム・ケアホーム利用者数/身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉手帳交付者数1千人		中核市での本市の順位	13位/41市中	14位/41市中	10位/42市中	5位/43市中	8位/45市中		
	目標値(H29)	単年度の達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、障がい者の人権や尊厳尊重を促進するため、平成26年2月に「障害者権利条約」を発行し、平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行された。また、平成28年3月に国会に提出した「障害者総合支援法等改正案」において、定期的な巡回等を行い障がい者の一人暮らしを支援する「自立生活援助」といった新たなサービスの創設や、介護保険サービスを利用する際の負担軽減の仕組みなど、地域生活移行や障がい者の高齢化への対応を柱とした施策が示された。 本市が平成25年6月に実施した障がい者のニーズ調査においては、障がい者の高齢化・重度化に対応した福祉サービスの充実や、就労支援など自立を支援する施策の充実、障がい者が社会的障壁を感じることなく生活できる社会環境づくりが求められている。 			市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対するアンケート(H25)においては、「障がい者サービスに満足している人の割合」が83.8%であり、施策に対する当事者の満足度は高いと言える。また、「障害者総合支援法」の施行から3年が経過し、制度の充実や共生社会の実現に向けた理念が広く浸透したことや、障がい者に対する相談支援事業や医療費の助成に取り組んできたこと等により、障がい者に対する市民の関心は一定得られており、満足度も前年度と同水準で推移している。 	総合評価	79点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援体制の充実や、施設整備等に係る補助金の助成など、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができる環境づくりを推進したことにより、障がい福祉施設入所者の地域生活への移行者数及びグループホームの利用者数は、概ね目標値を達成している。 また、平成27年3月に策定した「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」において、平成27年度~29年度の新たな目標値を設定した。 					概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H28 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地域自立支援協議会運営	○★	障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携促進	障がい児・者、市民	会議の運営	計画どおり	291	H20		全体会・各部会を定期的開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有と改善を図っていく。 また、平成29年度末の地域生活支援体制の構築に向け、自立支援協議会の部会において検討を進めていく。
2	障がい者生活支援事業	○★	在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画どおり	50,400	H18		総合的・専門的な相談の対応や身近な場での相談支援など、障害者の相談支援体制の充実に向け、基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターの円滑かつ効率的な運営と評価・検証を行うとともに、地域における相談支援体制について問題把握と課題整理をした上で、そのあり方について検討を実施する。 また、平成29年度から基幹相談支援センターに、障がい者生活支援センターに対してケース支援への助言等を行う「障がい者相談支援専門指導員」を配置し、相談体制の強化を図る。
3	成年後見制度(障がい福祉課)		障がい者の権利及び財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	市長からの家庭裁判所への申立	計画どおり	216	H18		障がい者の権利擁護の推進に向け、引き続き、制度の周知に努めるとともに、必要に応じて市長申立を行う。
4	障がい者への虐待防止事業		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者、障がい福祉サービス事業者、市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画どおり	-	H24		引き続き、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図る。 また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいく。 また、平成29年度から、障がい者等が擁護者などからの虐待により分離が必要な際に、一時的な保護を行う「緊急一時保護事業」を実施する。
5	グループホーム設置費補助金	○★	障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人	改修費に対する補助	計画どおり	1,935	H15		グループホームの住環境の整備を促進するため、引き続き、グループホームを運営する法人に対して補助を行うとともに、補助制度の周知を図っていく。
6	グループホーム設置促進事業補助金	○	障がい者グループホームの設置促進	新たなグループホームを運営する法人	備品購入費に対する補助	計画どおり	1,237	H27		グループホームの住環境の整備を促進するため、グループホーム設置見込みのある法人に対して補助を行うとともに、補助制度の周知を図っていく。
7	福祉電話等事業		相談等各種のサービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	328	S49		外出が困難な障がい者が、相談、助言、安否確認のサービスの提供を受けることにより、安心して地域で社会生活を送ることができるため、設置後の利用者の状況を把握しながら、引き続き、事業に取り組んでいく。
8	重度身体障がい者住宅改造費補助金		重度身体障がい者の生活環境の整備	重度身体障がい者(児)	住宅改造費補助	計画どおり	4,162	S48		重度身体障がい者の日常生活を容易にするため、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助し、重度身体障がい者の生活環境整備の充実を図っていく。
9	精神通院医療費助成事業		精神障がい者の適正な医療普及の促進	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	計画どおり	31,972	H18		引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成し、精神障がい者が必要な医療を受けられるよう、支援していく。
10	身体障がい者手帳交付事務		身体障がい者手帳の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	-	H8		身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき正確かつ迅速な手帳の認定・交付に取り組んでいく。
11	緊急通報システム		一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応及び日常的な相談、定期的な状況確認の実施	一人暮らしの重度身体障がい者	緊急通報装置の設置	計画どおり	296	H18		引き続き、緊急通報システムの設置を促進し、一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図っていく。
12	日常生活用具給付事業		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	121,965	H18		在宅の重度心身障がい者に日常活動訓練、社会適用訓練等を提供し、身辺処理能力、社会適応能力の向上を図るため、障がい者のニーズを反映させながら日常生活用具の給付に取り組んでいく。
13	重度心身障がい者医療費助成		重度心身障がい者の健康増進に寄与	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者	医療費の助成	計画どおり	985,422	H8		重度心身障がい者がいつでも安心して医療にかかれる在宅生活を送ることができるよう、重度身体障がい者の身体的特性や生活・経済環境などに配慮し、医療機関窓口での医療費の支払いや助成申請の手続をなくし本人やその家族など介護者の負担を軽減するための「現物給付方式」を実施していく。

14	心身障がい者福祉手当		心身障がい者への手当支給	国の特別障がい者手当を受給していない①身体障がい者1・2級の者②療育手帳A・A1・A2, B1(知能指数50以下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	458,550	S44		重度心身障がい者の在宅生活を支援するため、引き続き、手当を支給する。
15	特定疾患患者福祉手当(経過措置)		特定疾患患者への手当支給	市が指定した特定疾患に該当する者で心身障がい者福祉手当を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	284,090	S49		特定疾患患者の在宅生活を支援するため、引き続き、手当を支給する。ただし、平成29年10月から支給月額が5,000円から4,000円となるため、その周知を図り、要件を満たす者について「難病患者福祉手当」への移行を図っていく。
16	難病患者福祉手当		難病患者への手当支給	難病法に基づく指定難病患者又は国若しくは県が指定する疾患の患者として医療受給者証の交付を受けている者で、心身障がい者福祉手当、特定疾患患者福祉手当(経過措置)を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	23,250	H28		医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、制度の周知及び要件者の旧制度(「特定疾患患者福祉手当(経過措置)」)からの移行推進を図り、難病患者の療養生活の質の向上を図るため、引き続き、手当を支給する。
17	デイケア事業		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	9,292	S48		日常生活動作訓練等を行うデイケア事業を実施し、在宅の重度心身障がい者の身辺処理能力・社会適応能力の向上に取り組んでいく。また、類似事業との役割整理を実施することにより、事業のあり方を検討していく。
18	障がい者福祉施設整備費補助金	★	障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	56,760	H11		引き続き、障害福祉施設を整備する事業者に整備費用の一部を助成することにより、障害福祉施設の基盤整備の促進を図っていく。
19	障がい者福祉施設小規模整備費補助金		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設を運営する社会福祉法人	福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画どおり	—	H8		国庫補助の対象とならない小額の施設整備について補助する制度であり、施設の老朽化が進行していることから、施設環境の向上を図るため、事業を継続していく。
20	福祉ホーム運営費補助金		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助	計画どおり	6,601	H16		引き続き、福祉ホームの運営を補助することにより、安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活を支援していく。
21	移動支援事業		外出及び余暇活動等、地域生活における自立生活及び社会参加の促進	屋外での移動が困難な障がい者・児	社会参加のための外出の際の移動支援の提供	計画どおり	161,819	H18		引き続き、移動支援事業を実施し、屋外での移動が困難な障がい者・児の地域生活における自立、社会参加の促進を図っていく。また、多様化する利用者ニーズを踏まえた上で、事業のあり方を検討していく。
22	日中一時支援事業		障がい者等の一時的な活動の場の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供及び家族の一時的な休息等の確保	計画どおり	181,605	H18		児童福祉法に基づく放課後等デイサービスや障がい児保育、日中一時支援(日中支援型・放課後支援型)事業等の類似事業に関し、他部署と連携を図りながら、役割の整理を実施することにより、事業のあり方を検討していく。
23	地域活動支援センター事業(民間)		障がい者の地域生活支援の促進	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供	計画どおり	100,963	H18		障がい者が地域での安定した生活を送れるよう、引き続き、日中の活動の場を提供するとともに、類似事業との役割の整理を実施することにより、事業のあり方を検討していく。
24	訪問入浴サービス事業		心身障がい者(児)への定期的な入浴サービスの実施	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	定期的な入浴サービスの提供	計画どおり	36,966	H18		在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、必要な訪問入浴サービスが提供できるよう、引き続き、安定的なサービス提供に取り組んでいく。
25	ここ・ほっと交流事業		交流を通じた障がい理解の普及啓発	かすが園、若葉園、西部保育園、子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	季節に応じた行事カリキュラムに加え、日常保育の中での交流事業の実施	計画どおり	301	H19		障がいに対する子ども及び保護者同士の相互理解を更に深め、地域におけるノーマライゼーションを推進するため、引き続き、効果的な内容・実施方法を検討していく。
26	子ども発達相談室		発達の遅れに不安を抱いている保護者等の不安軽減	18歳未満の発達の遅れなどについて心配している児童及び保護者	電話・面接相談の実施	計画どおり	1,069	H19		発達に遅れのある児・保護者の不安を軽減し、適切な支援につなげられるよう相談体制を維持していく。また、養育環境に問題を抱えるケースが増加していることから関係機関との連携を強化しながら実施していく。
27	発達支援ネットワーク推進事業	○★	関係機関との連携強化	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	計画どおり	540	H20		乳幼児期から就労にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、関係機関との連携推進を目的にネットワーク会議を引き続き実施する。また、これまでに作成した障がい理解啓発紙(乳幼児期編・学齢期編)に加え、平成28年度に作成した思春期・青年期編の活用を図り、ライフステージごとの発達障がい理解啓発を推進していく。

28	ここ・ほっと巡回相談事業		発達障がい早期発見・早期支援	市内の保育所・幼稚園等に在園する気になる児童	・訪問支援の実施 ・研修会の実施	計画どおり	1,042	H19		発達の気になる児童を早期に専門的支援につなげられるよう保育所等との連携を図るとともに、再訪問を行うなど園支援の強化を図りながら実施していく。また、5歳児チェックリストの精度を高め、効果的に運用できるよう、項目の見直しや実施方法について園職員の意見を取り入れながら検討していく。
29	保育所等訪問支援事業		障がい児の集団生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	集団生活適応に向けた療育の提供および園への対応等の助言	計画どおり	0	H28		障がい児への指導経験の豊富な専門的職員が保育所等に訪問し、日常の保育場面での身辺動作の自立やコミュニケーション手段の獲得など集団に適應する能力を向上するために、在園する園への助言等も含めた直接の療育支援を行っていく。また、より多くの障がい児が訪問支援を受けられるよう、事業内容の周知及び啓発に努めていく。
30	通園事業の運営		社会生活適応能力の向上	医療型児童発達支援センター(かすが園)・児童発達支援センター(若葉園)を利用する児童及び保護者	社会適応に向けた療育の提供及び保護者支援	計画どおり	27,148	H19		一人一人の障がい特性に応じたきめ細やかな個別指導、グループ指導を実施するとともに、専門職間の連携を強化し、職員の研修等により全体のレベルアップを図る。
31	重症心身障がい児プール活動支援事業		心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど生命の維持・向上及びQOLの向上	18歳未満の重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用してプール活動を行い生活の質を高める。	計画どおり	19	H20	独自性	重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるとともに、生活の質の向上を促すため、利用児の安全を十分に確保しながら月2回のプール活動を通年で実施していく。
32	障がい児療育事業		症状改善や日常生活動作を身に付け自立できるよう支援	18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	医師の指示のもとに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による療育指導の提供	計画どおり	243	H19		障がい児の症状の改善や児の生活動作、コミュニケーション活動などの向上を図り、日常生活の自立を目指すため、引き続き、医師の診断のもとに専門職が療育指導を行っていく。また、増加傾向にある利用児について、関係機関と連携し指導頻度の調整を行うとともに、専門職員の安定的確保に努めながら、より質の高い療育を提供していく。
33	障がい児診療検査事業		個々の発達に応じた支援の方向性の確認	18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	小児科医が診察し療育の指示を行う。	計画どおり	223	H19		適切な利用事業の方針決定や個々の発達に応じた療育の方向性を決めるため、引き続き、医師の安定的な確保に努めながら、診療検査事業を実施していく。
34	早期療育支援事業		早期の療育支援及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がい疑われる幼児及びその保護者	児の発達を促すため、保育士が遊びを通じた指導を行うとともに、保護者の不安の軽減と障がい受容を促す。	計画どおり	143	H19	トップクラス	障がい疑われる児の発達を促すとともに保護者の不安軽減と障がい受容を促すため、引き続き、保育士による児への個別指導・グループ指導及び保護者への助言指導を実施していくとともに、他に類を見ない個別指導により、児の特性に合わせた療育を行うなど、より質の高い療育を提供していく。
35	家族支援事業		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター事業利用者の保護者	親の養育技術を向上させるペアレントトレーニング及び心理相談員によるカウンセリングを行う家族サポート	計画どおり	109	H22		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減するため、家族サポートとして心理相談員によるカウンセリングを実施するとともに、ペアレントトレーニングを実施し、保護者の精神的負担軽減を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆障がい者の地域生活への移行の推進については、移行者数の伸びが停滞していることから、平成27年3月に策定した計画の目標達成に向け、グループホームの設置促進など住まいの場の充実や、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の強化など、地域生活を支援する施策の充実を図る必要がある。</p> <p>また、障がい者の重度化・高齢化の進展、障がい者と暮らす親の高齢化による介護力の低下や「親なき後」に対応するため、障がい者が地域で安心して生活するための機能を集約した地域生活支援体制の構築が必要である。</p> <p>◆障がい者の日常生活の支援の充実については、障がい福祉サービスの利用者が年々増加していることから、必要な障がい福祉サービスが確保できるよう、社会福祉施設整備費補助金等を活用し、障がい福祉施設等の整備促進を図る必要がある。</p> <p>◆障がい児の療育体制については、引き続き、関係機関等と連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、相談機能や療育の充実を図りながら、乳幼児期から就労にわたるライフステージにおいて切れ目のない適切な支援を提供する必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センターを中核とした地域相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の地域移行を推進するため、地域生活支援体制の構築やグループホームの設置を促進していく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆地域自立支援協議会運営 地域生活支援体制の構築に向け、グループホームの利用促進などの取組について自立支援協議会の部会を活用し、検討を進めていく。</p> <p>◆障がい者生活支援事業 平成27年4月に設置した基幹相談支援センターの円滑かつ効果的な運営に取り組むとともに、地域における相談支援の問題把握と課題の整理を進め、障がい者の相談支援体制の充実を図っていく。</p> <p>◆グループホーム設置費・設置促進事業補助金 障がい者の地域移行を促進する住まいの場を確保するため、制度の周知を図り、グループホームの設置を促進していく。</p> <p>◆発達支援ネットワーク推進事業 乳幼児期から就労にわたるライフステージにおいて切れ目のない適切な支援が受けられるよう、関係機関等と連携を強化し、発達の支援を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆特定疾患患者福祉手当(経過措置) 難病患者福祉手当の要件を満たす方については、難病患者福祉手当への移行を、対象外の方については、制度終了の理解、及び経過措置の周知を図っていく。</p> <p>◆ここ・ほっと巡回相談事業 障がいの早期発見・早期支援のため、保育所との連携強化や再訪問などの支援強化を図るとともに、相談事業の効果的な運用を検討していく。</p>